

黒潮町定住促進住宅入居者募集要項

黒潮町では移住を促進し、子育て世帯を中心とした定住人口の増加によるコミュニティの活性化、地域振興を図ることを目的として定住促進住宅を設置しています。

1. 施設

黒潮町定住促進住宅 4戸

※詳細は黒潮町公式ホームページをご参照ください。

2. 場所

幡多郡黒潮町 佐賀（明神1）、入野（芝4）、入野（芝5）、出口（出口2）

3. 建物の概要

木造2階建

※各間取り等の詳細は黒潮町公式ホームページをご参照ください。

4. 家賃

月額2万円【1ヶ月に満たない月の家賃は、日割計算した金額（100円未満切捨て）となります。】

ただし、物価の変動等に伴い利用料を変更する必要があるときは、貸借契約期間中であっても、利用者と協議の上、利用料を変更することができるものとします。

5. 入居者の資格

定住促進住宅に入居できる者は、その者又は同居する者が黒潮町暴力団排除条例（平成22年条例第23号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員等でない者であって、次の各号全てに該当する者としてします

- （1）2名以上の世帯で継続して黒潮町に居住する意思のある方
- （2）申請時に申請者と同居人が町外にお住みの方
- （3）黒潮町移住者住宅支援協議会へ住宅情報を得るための登録もしくは申請日から10日以内に登録ができる方

6. 入居者選考

前述の入居資格に基づき、書類選考のうえ入居者を決定します。
選考期間は通常 1 か月程度ですが、応募者多数の場合などは
選考に時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
入居の可否に関する選考結果については、郵送にて通知いたします。
入居決定通知を受けた者は決定後 20 日以内に契約書を提出してください。

7. 入居開始時期

入居の契約が完了した後。

8. 募集受付期間

令和5年5月22日（月）～令和5年6月30日（金） 17:00 必着
※応募については持参もしくは郵送のみの受付となります。
（メールやFAXは受付不可）

9. 提出書類

下記（１）～（４）の書類を提出又は郵送してください。

※一部発行に手数料が必要になります。

（１）入居申込書（様式１）

（２）住民票

- ・続柄が記載されたもので、入居しない家族も含め現在同居中の家族全員
のものがが必要です。（婚約者も同様です）
- ・別居中の方で入居時同居する親族がある場合は、親族関係を証明できる
戸籍、又は住民票が必要です。

（３）所得証明書

- ・前年の 1 月 1 日現在に住民登録をしている市町村で発行しています。
- ・入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員の直近年度の所
得証明書が必要です。（扶養親族等省略していないもの）
- ・収入がない場合も必要です。

（４）納税証明書

- ・直近に課税された市町村で発行しています。（近年住所を移されている
場合はご相談ください）
- ・入居しようとするもので、課税対象者全員の分が必要です。

※黒潮町移住者住宅支援協議会未登録の場合は、
黒潮町移住者住宅支援協議会登録申込書の添付をお願いします。

10. その他の注意事項

・黒潮町定住促進住宅は町が空き家を借上げし、住宅の耐震改修工事、トイレの水洗化(簡易水洗を含む。)工事等を行っていますが、新築同様の設備環境ではございませんので、申込前に希望物件の内覧をしていただきますようお願いいたします。内覧日の日程調整などについては、下記お問い合わせにご連絡ください。

・光熱水費・集落排水施設利用料・インターネット・ケーブル TV 利用料等は別途料金がかかります。

・退去時の現状復旧に伴う修繕（畳の表替えや襖の張替え等）につきましては利用者負担となりますので、予めご理解のほどよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】黒潮町役場本庁企画調整室地域振興係

住所〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL：0880-43-2177（直通） / FAX 0880-43-2710